

住宅耐震化補助 まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
兵庫県内に対象となる住宅を所有する方
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
イ 違反建築物でないもの
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円
共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助※

- (1) 対象となる方
兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の県民の方（個人）
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
① 地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用
② 耐震改修を行う室内の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）
- (4) 補助額
戸建住宅

変更

対象となる費用 (万円)	50~	100~	200~	300~
補助額 定額 (万円)	30	50	80	100

共同住宅 補助率1/2 限度額40万円/戸

※ さらに、補助額を加算している市町もありますので、詳しくは市役所等におたずねください。

部分型耐震化補助

部分型耐震化補助

市町が実施する事業を県が支援します。

簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
耐震性能を改善（改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への県が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

お住まいの市町により実施していない場合や補助額に差異がありますので、市町の担当窓口までお問い合わせください。

屋根軽量化工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「やや危険」と診断された木造戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の屋根を軽量化する工事に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

お住まいの市町により実施していない場合や補助額に差異がありますので、市町の担当窓口までお問い合わせください。

住宅建替補助

市町が実施する事業を県が支援します。

- (1) 対象となる方
対象となる住宅を建て替えようとする方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、市町にご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の現地建替えに要する費用（除却費を含む）
- (4) 補助額 100万円（定額）

お住まいの市町により実施していない場合や補助額に差異がありますので、市町の担当窓口までお問い合わせください。

防災ベッド等設置助成

市町が実施する事業を県が支援します。

- (1) 対象となる方
対象となる住宅に居住する方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、市町にご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台（定額）

お住まいの市町により実施していない場合や補助額に差異がありますので、市町の担当窓口までお問い合わせください。